

唐津市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月

唐津市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、教育活動の質を維持・向上させることを目的とする。

この計画の実施を通じて、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、組織全体として学校における働き方改革をより一層推進し、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることで、教育現場における業務の効率化と教育の質の向上を目指し、持続可能な教育環境を実現していく。

(2) 本市の現状

○本市では、平成30年5月に、学校現場の業務改善計画を策定。その後、令和5年11月の改訂では、令和5年（2023）～令和7年（2025）年度までの3年間で、唐津市立小・中学校の教職員の月間平均時間外在校等時間数を月45時間以下とするだけでなく、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0を目指してきた。

○こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.4時間	19.6%	0.7%
中学校	月35.2時間	29.5%	2.6%

○唐津市全体の年間の月間平均時間外在校等時間は、小学校、中学校ともに45時間を下回っているものの、時間外在校等時間が45時間を超える職員が、小学校では約2割、中学校では約3割おり、依然、時間外在校等時間が長くなっている職員がいる。また、月間の時間外在校等時間が100時間以上となる教職員0は、達成することができていない。年度はじめと年度末には、時間外在校等時間が80時間以上を上回る職員が多くなる傾向も見られる。

○時間外在校等時間数が長くなる学校及び職員が固定化されている傾向もみられる。

○業務量の多さと、授業に係る教材作成、不登校児童生徒の対応やいじめ防止対応、児童生徒の問題行動等に関連する保護者対応など、時間外在校等時間が長くなる要因は複雑である。また、業務の特殊性から一定の職員に負担が多くかかる傾向もみられる。更にここ数年は、教職員の大量退職により、欠員が生じることもあり、教職員の負担感が増大している。学校・保護者・地域が連携・協働することによって教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において、目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 年間時間外在校等時間の合計時間が360時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を、小学校、中学校ともに30時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日、または、年休取得率35%以上にする。
- ・ ストレスチェックの高ストレス者の割合を10%以下に減少させる。
- ・ ストレスチェックの心理的な仕事の負担（質）（量）の項目で、全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。
- ・ ストレスチェックの「働きがい」「上司からの支援」「同僚からの支援」の項目で全体の偏差値よりも良好な結果にさせる。

ストレスの要因（高い順に記載）

【全体】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「校務分掌」

【全体：高ストレス者】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「人間関係（同僚）」

【小学校】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「保護者対応」

【小学校：高ストレス者】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「保護者対応」

【中学校】

「対処困難な児童・生徒への対応」「事務的な業務量」「部活指導」

【中学校：高ストレス者】

「事務的な業務量」「部活指導」「対処困難な児童・生徒への対応」

3. 計画の期間

令和8年度 ～ 令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者又は地域住民のその他の関係者の参画を得て、学校以外が管理を行う体制を構築する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、保護者または地域住民その他の関係者が担う体制に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・生徒指導連絡会、中学校専門部会（生徒指導）において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・市顧問弁護士を活用することにより、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、当該苦情等に対応できる体制を有効に活用していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校に送付される文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、デジタル技術の活用による負担軽減を図る。また、校務支援システムの機能等を活用することにより、事務負担を軽減する。

◇校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・各学校の工夫により、校内清掃の実施回数や範囲の合理化を促進する。

◇部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の地域展開に向けた体制の構築を推進し、教職員の負担軽減を図る。また、「県下一斉部活動休養日」と「唐津市部活動一斉停止日」の実施を徹底するとともに、管理職及び教育委員会は、各部の活動日数・時間・休養日の現状を把握し、適正な部活動の運営を図る。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・教材等の印刷や物品等の準備、採点作業等、その他の補助的な業務については、デジタル技術の活用を促進するとともに、教育支援員等の配置を促進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、生徒指導関係の校内会議や研修を意図的に計画し、専門的な知見を活かしつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・生活支援員、医療的ケア看護職員、日本語指導に係る職員等と教職員の協働を促進する。
- ・校内教育支援センターを設置するとともに、校内教育支援センターの充実を図るため支援員の配置を促進する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教職員の時間外在校等時間の実態を正確に把握し、上限時間（月45時間）以上となった教職員については、その要因を把握し改善に努める。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校行事や会議の精選・効率化に努め、特定の職員に負担がかかることのないように校務分掌の平準化を図る。また、当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・教師と保護者間、教師と児童生徒間、学校内の連絡のデジタル化を推進する。

- ・学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら取組を進めていくための体制構築を推進する。
- ・長期休業中の「学校閉庁日」を拡充することにより、教職員が安心して休養できるようにする。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1カ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場の環境改善を推進する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得するよう、学校に対して取得の推進を促す。
- ・定時退勤日（週1日）の実施を徹底して取り組む。夏・冬の長期休業期間の期間中に「学校閉庁日」を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を毎月把握し、毎月の校長研修会で共有する。また、毎年度、定例の教育委員会や総合教育会議等において報告することとする。
- ・学校運営協議会の設置及び活用を推進する。また、学校運営協議会が未設置の学校においても、それに準ずる仕組みや学校評議員等を活用し、保護者及び地域住民その他の関係者との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正を図る。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題があるときは、当該学校に聞き取りを行ったうえ、指導・支援を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに好事例等の情報共有や情報提供を行い、教育委員会からの支援を実施する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。